

熱損失防止改修（省エネ改修）に関する
固定資産税減額申告書
(兼受付処理票)

年 月 日

(宛先) 太田市長

納税義務者	
住所	
フリガナ	
氏名	
(法人の場合は法人名、代表者)	
電話番号 ()	-
個人番号又は法人番号	

太田市市税条例附則第10条の3第9項、または第11項の規定により下記のとおり申告します。

申 告 事 項			
家屋所在地	太田市		
家屋番号			
種類 (用途)		構造	
床面積	m ²	居住部分床面積 (1/2以上であること)	m ²
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
改修完了日	年 月 日		
改修工事の内容 (該当する□にレ印を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 窓の改修工事 (必須) <input type="checkbox"/> 床等の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井等の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事		
改修工事に 要した費用	円		
改修工事が完了した日から3 か月以内に申告ができなかつ た場合にはその理由			

※注意事項

1. この申告書は、原則として改修工事の完了日から3か月以内に提出してください。
2. この申告書には、裏面の書類を添付してください。

処 理 欄	減額物件番号	評 価 額	減額対象評価額	固定資産税額	減 額 税 額

熱損失防止改修（省エネ改修）に関する固定資産税減額申告書 説明事項

1. 減額の対象となる住宅の要件

減額の対象となる住宅は、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 平成26年4月1日に存していた住宅（賃貸住宅を除く）であること。
居住部分が2分の1以上であること。
- (2) 令和8年3月31日までの間に、1戸当たり60万円を超える（断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超）一定の熱損失防止改修（省エネ改修）工事が行われたものであること。（国又は地方公共団体からの補助金等をもって充てる部分を除く。）
- (3) 下記の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。

① 窓の改修工事 ② 床等の断熱改修工事 ③ 天井等の断熱改修工事 ④ 壁の断熱改修工事	}	外気等と接するものの工事に限る。
---	---	------------------
- (4) 上記①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。
- (5) 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
- (6) 現在、新築住宅軽減及び耐震改修に関する減額を受けていないこと。

2. 減額内容

- (1) 熱損失防止改修（省エネ改修）工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税が減額されます。
- (2) 1戸当たり120㎡相当分までの税額の3分の1が減額されます。
（改修により長期優良住宅の認定を受けた場合は3分の2が減額されます）

3. 添付書類

- ① 熱損失防止改修（省エネ改修）工事に要した費用を証明する書面（明細書及び領収書）
- ② 増改築等工事証明書（地方税法施行規則附則第7条第6項、第9項第2号、第10項第2号及び第11項第3号の規定に基づく国土交通省が総務大臣と協議して定める書類）

（現行の省エネ基準に適合した工事であることの証明書で、登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証明したもの）

太田市役所総務部資産税課家屋係
〒373-8718 太田市浜町2番35号
TEL: 0276-47-1819 (直通)
FAX: 0276-47-1870